

# 不登校対応 基本マニュアル

## 基礎編

～初期段階からのアセスメントの充実～

『不登校対応基本マニュアル 事例別対応編』と併せて活用し、すべての児童生徒が安全に安心して学びを継続できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって全力で取り組みましょう。

## はじめに

本来、学校は、すべての児童生徒にとって楽しい「学びの場」であり、様々な体験や仲間づくりを通して社会性を育み、将来にわたって自立し、夢や希望をもった大人へと成長していく準備をするところでもあります。しかし、今日の学校では、社会の急激な変化に伴い、学校や家庭、地域社会も大きく変容する中、登校できない児童生徒が増加している現状にあります。

不登校の未然防止や適切な対応に向けては、すべての教職員が不登校について理解し、組織的に対応することが重要です。そのため、初期の段階からアセスメントを行い、数ある情報の中から大切な情報を見きわめ、整理することで、要因や背景を明らかにし、体制を整えることが重要です。

本マニュアルでは、「学校の組織的な対応」「未然防止・初期対応」「不登校児童生徒への対応」「再登校の支援」について、基本となる情報をまとめています。『不登校対応基本マニュアル 事例別対応編』と併せて活用し、すべての児童生徒が安全に安心して学びを継続できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって全力で取り組みましょう。

# 《 目 次 》

連続して3日間欠席した児童生徒への担任の対応モデル P.3～P.4

1 学校の組織的な対応 P.5

2 未然防止・初期対応 P.6  
アセスメントを用いた校内ケース会議等の実施 P.7～P.8

3 不登校児童生徒への対応 P.9～P.10

4 再登校の支援 P.11～P.12

不登校と不登校に係る法律、通知等 P.13～P.14

# 連続して3日間欠席した児童生徒への担任の対応モデル

## 連続して欠席するこどもへの対応モデル

欠席1日目

電話連絡等で確認

### 《担任》

こどもや保護者からていねいに聞き取る

- ・病状、体調、家庭での過ごし方
- ・体調や生活面以外で心配なことはないか

明日の連絡をていねいに伝える

- ・授業の連絡、持ち物
- ・早くよくなってほしいという気持ち
- ・安心して登校できるような声かけ

欠席2日目

家庭訪問等で確認

### 《担任、養護教諭等》

保護者から聞き取る

(学校、家庭等、適切な聞き取り場所を選択)

- ・こどもの様子
- ・気になること、不安なこと

こどもに会う (可能な限り)

- ・体調 (病院の受診状況、診断結果等)
- ・家庭での過ごし方 (昼夜逆転、不眠等)
- ・気になること、不安なこと
- ・休んでいることへの気持ち

※明らかなけがや病気、通院、家庭の都合等、心配がないと判断できるケースを除く。  
(慎重に判断)

欠席3日目

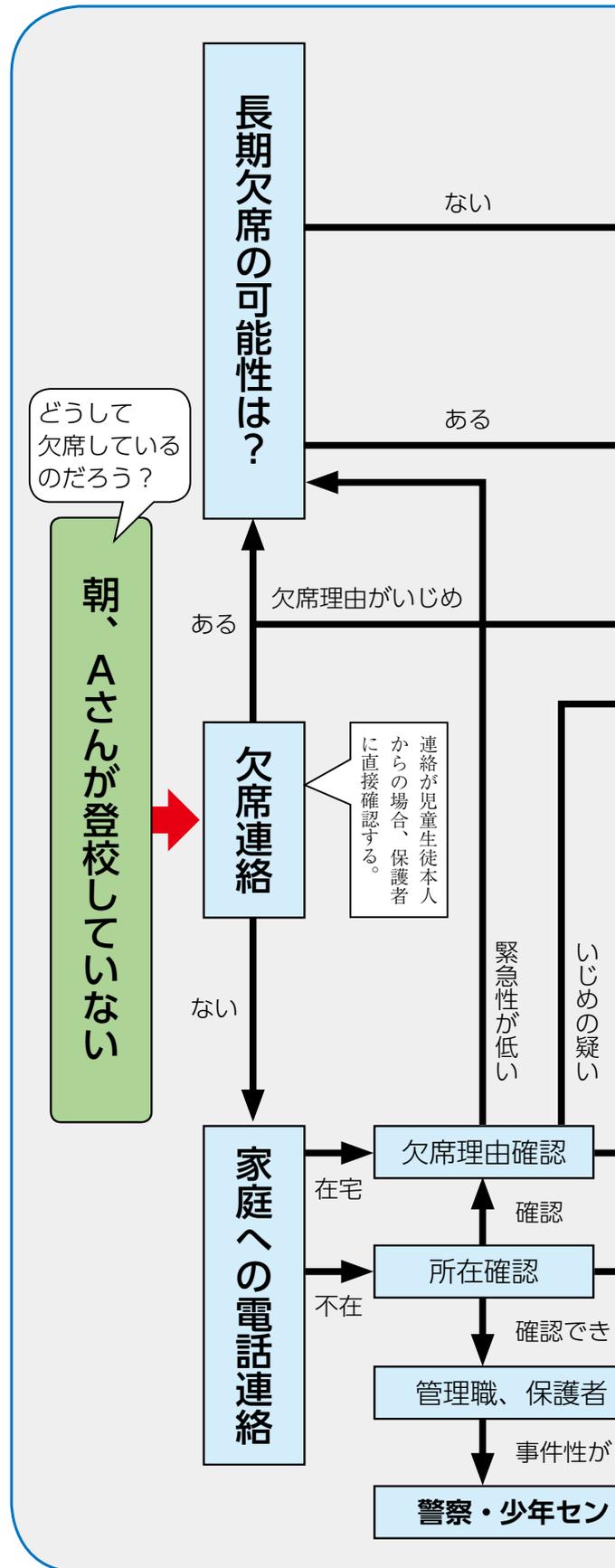
支援計画の策定  
校内ケース会議等によるアセスメントと

### 《管理職、担任を含む教職員》

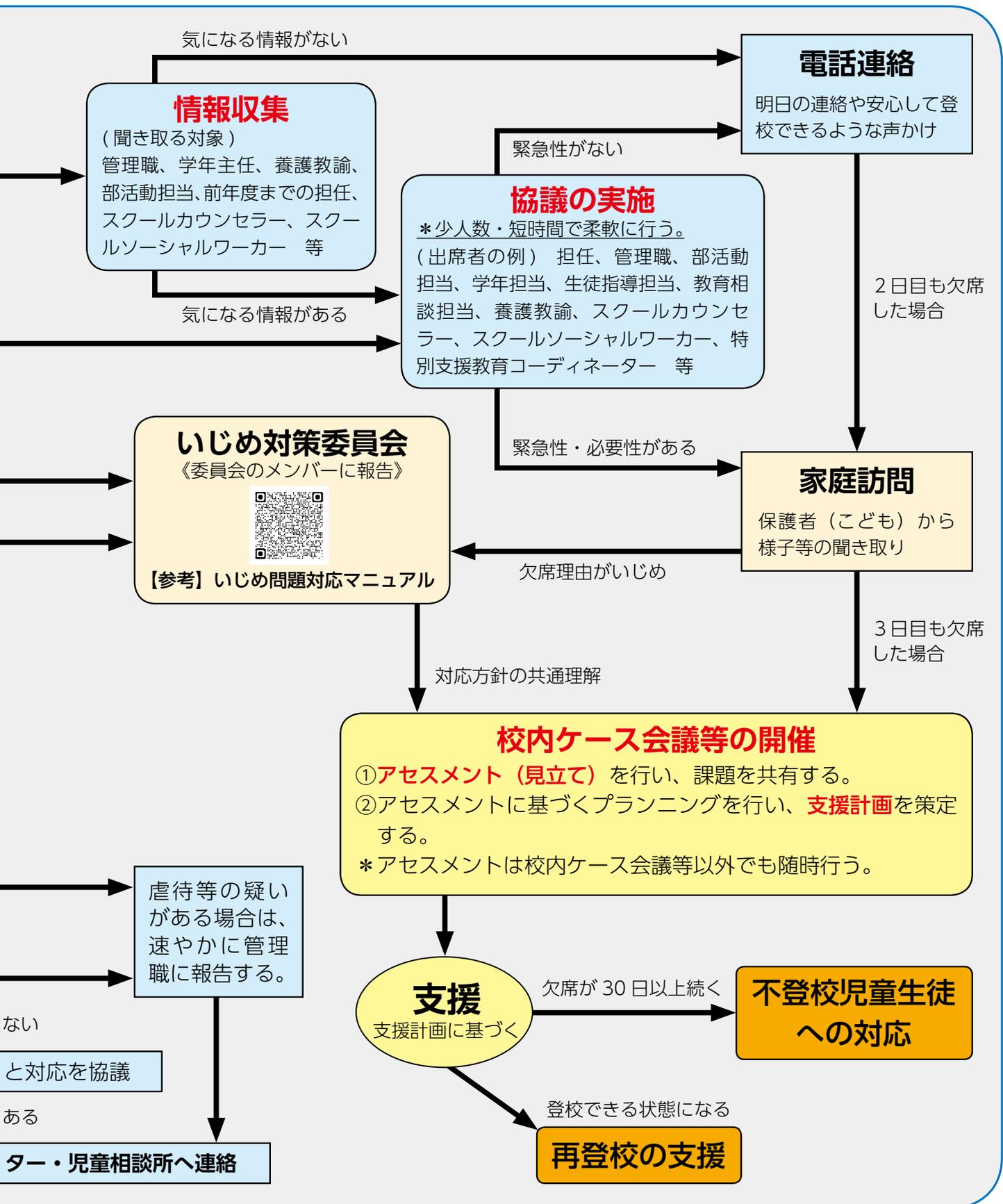
アセスメントとプランニングの実施

- ・複数の教職員等で分析
- ・情報共有・課題共有
- ・アセスメント (見立て)
- ・プランニングを行い、具体的な支援計画を策定
- ・役割分担

(例) ○アセスメント  
こどもの欠席による母親の不安がこどもに影響を与えているので、母親を安心させる方策も考える。  
○支援計画 (取組の方向性の決定)  
まず、担任と教育相談担当等、複数の者が週に1回、放課後に家庭訪問を行い、担任はこどもと、教育相談担当は母親と1時間程度懇談する。



※ 欠席1～3日目の対応モデルは、あくまでも目安であり、緊急性に応じて変わる場合もある。



# 1 学校の組織的な対応

不登校の要因は複雑に絡み合っている場合が多いため、教職員一人では適切な対応が困難です。そこで、学校全体がチームとなり、保護者、地域、医療や福祉等の関係機関と連携しながら、児童生徒の登校を支える体制・組織をつくるのが重要となります。

特に、担任が対応の困難さや悩みを抱えた場合、担任はそのことを一人で抱え込まず、複数の教職員がチームとなって様々な視点や知識をもとに状況を把握し、より適切に課題に対応することが大切になります。

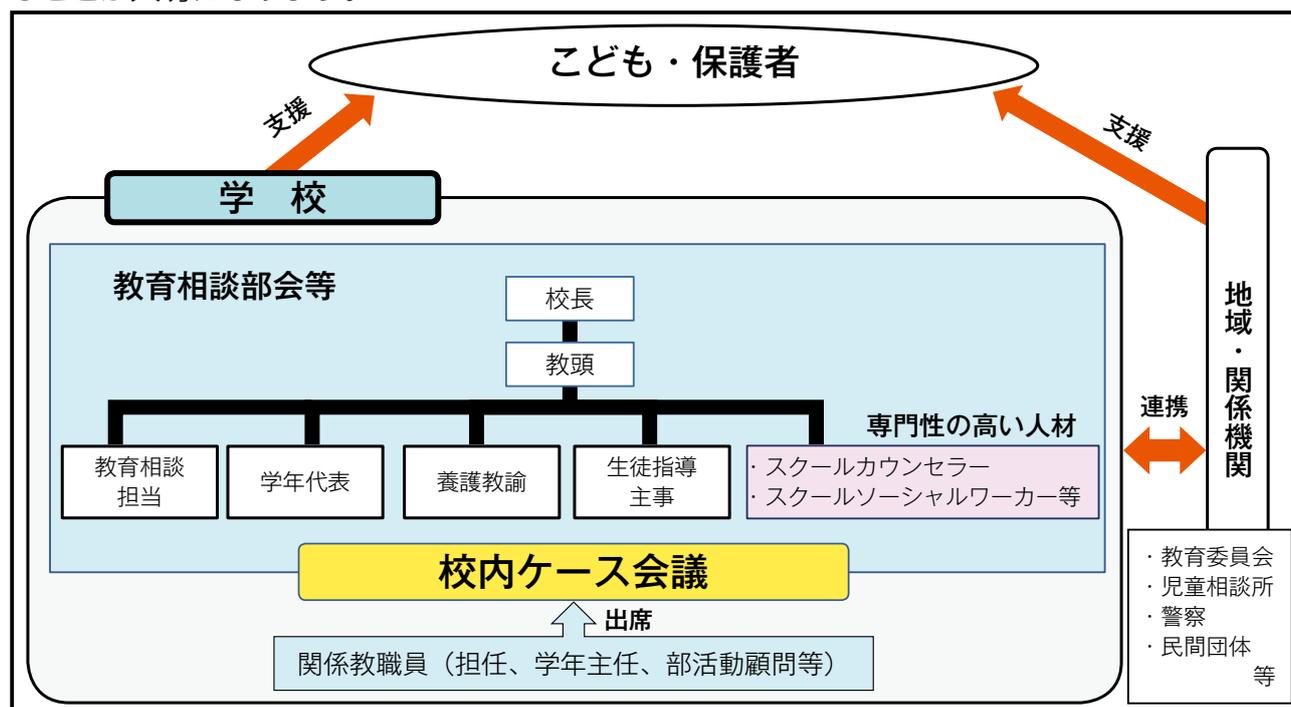


図 不登校対応に係る組織 (例)

児童生徒の日頃の状況をよく把握している学級担任や養護教諭等と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職が連携し、**的確なアセスメント (見立て)** を行います。その際、**少人数・短時間で柔軟に行う**ことができる「井戸端ケース会議」を適宜行い、素早く管理職と話し合って対応する体制を構築している学校もあります。

校長等管理職のリーダーシップのもと、早期に専門性の高い人材を活用することで、個々の児童生徒理解の深化を図ることができます。



不登校に関する  
調査研究協力者会議  
報告書 (令和4年6月)

また、**チームで対応**することにより、教職員の意識や対応が変化し、それが困難を抱える児童生徒にも**良い影響**を与え、結果的に学校が安心して学習できる場となっていきます。

日々の授業や特別活動を通し、すべての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが**安全かつ安心**して過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることも大切です。

なお、不登校対応については、「生徒指導提要」(改訂版)でも詳しく示されています。



生徒指導提要  
(改訂版)

## 2 未然防止・初期対応

休み始める児童生徒には、何らかの要因が隠れているものです。その要因を把握するためには、家庭の状況や周囲の環境（学校、友達、地域社会等）に加えて、本人が示す行動や表情などから推察される「今の状況」を理解することが大切です。把握した要因を教職員間で共有した上で対応するようにしましょう。

### ★その1 児童生徒の把握

\* 「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等から情報を収集する。

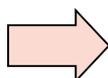
#### 留意点

- すべての児童生徒を対象に欠席しがちな児童生徒を把握する。
- 前年度以前の状況を踏まえ、欠席が2、3日続いただけであっても不登校の予兆と捉える。
- 普段から注意を払い、本人への声かけや保護者に連絡等の働きかけを行う。
- 欠席の時期や傾向に留意する。
- 新しいクラスになじむ状況や特定の行事への出欠状況等を確認する。
- 教員が考える休む理由とこどもが思う休む理由が異なる可能性がある。

### ★その2 日常的な児童生徒の観察

\* いつもと様子が違うと感じたら・・・その時の対応は？

※文部科学省「学校における子供の心のケア  
ーサインを見逃さないためにー」



児童生徒に話を聞くことから始める。



#### 《児童生徒に対して》

- ・児童生徒に声をかけるなどし、こちらが心配していることを態度で示す。
- ・児童生徒が話し始めたら、遮らず、否定せず、話すことをじっくり聞く。
- ・現状の改善を希望する場合や対応の必要性がある場合は、方法を一緒に考えることを提案する。
- ・児童生徒と話が続かない場合は、「心配しているから、何かあれば話を聞くよ。」と伝える。

#### 《保護者に対して》

- ・保護者と連絡を取り、児童生徒の状況について情報交換をする。

### ★その3 アセスメント（見立て）の実施

児童生徒が欠席し始めた初期の段階で、多様な欠席理由を想定することが大切です。

「どうして欠席しているのだろう？」と、複数の教職員でたくさんの意見や気付きを出し合い要因を見つけていくこと、アセスメントを行うことが重要です。

①アセスメントを行い、欠席の要因を明確にする。

②校内ケース会議等でアセスメントに基づくプランニングを行い、支援計画を策定する。

まずは教職員がチームになる

教職員がチームになり、アセスメントを行うことで、出席者は、様々な気付きを得て、課題を共有することができます。

# アセスメントを用いた校内ケース会議等の実施

## ①アセスメント（見立て）を行い、欠席の要因を明確にする。

### 進行役

- ・ 管理職
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導主任・部長
- ・ 教育相談コーディネーター
- ・ スクールソーシャルワーカー等

### 【教職員】

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等  
※常に関係者全員でなくてもよい。

### 出席者

※必要に応じて出席を依頼する。

#### 【当該ケースの関係者等】

教育委員会担当者、福祉担当課、相談支援機関、福祉施設、警察、保護者等

## どうして欠席しているのだろうか？

### 《要因例》

学習の状況  
教員との関係  
健康状態  
いじめ  
生活習慣  
部活動・クラブ  
家庭環境  
友人関係  
虐待 等



### アセスメント（例）

こどもの欠席による母親の不安がこどもに影響を与えているので、母親を安心させる方策も考える。

○複数の教職員等で情報共有し、整理・分析を行う。

なお、アセスメントは校内ケース会議のみで行われるのではなく、**適宜少人数・短時間で柔軟に行う**ことが大切となる。

○よりの確なアセスメントを行うために、初期段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の出席や関与を求める。

○はっきりと分からない要因や背景について、「なぜ?」「どうして?」と質問し、様々な視点から分析するなど、**欠席の要因を明らかにしていく**。

○アセスメントを行う際は、生物・心理・社会モデル（BPSモデル）に基づき、多面的に行う。

### 生物・心理・社会モデル（BPSモデル）

|                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 生物学的要因 (Bio)    | 発達特性、病気等               |
| 心理学的要因 (Psycho) | 認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等 |
| 社会的要因 (Social)  | 家庭や学校の環境や人間関係等         |



※BPSモデル  
文部科学省「生徒指導提要」P.91

## ②アセスメント（見立て）に基づくプランニングを行い、具体的な**支援計画**を策定する。



不登校対応基本マニュアル 事例別対応編

### 支援計画（例）

担任と教育相談担当等、複数の者が週に1回、放課後に家庭訪問を行い、担任が児童生徒と、教育相談担当は母親と1時間程度懇談する。

- 長期目標（ゴール）**とその実現に向けた**短期目標**を明確にし、共通理解を図る。（策定の際は、『不登校対応基本マニュアル 事例別対応編』も参考にする。）
- 「いつ」「だれが」「だれに」「何を」「どのように」「どの程度」行うことが効果的であるかを検討し、具体的に**役割分担**する。
- どの関係機関と連携して、いつから取り組むかを定める。
- 保護者が策定に参画することで効果的な支援につながるケースもある。

### 対応

- 支援計画を、関係する教員、保護者等と共有し、協力しながら支援を行う。
- 支援計画に基づいた対応の結果を記録する。
- 支援計画どおりにいかない場合や対応が難しい場合、対応する教員は管理職や他の教員に相談し、適切な対応ができるようにする。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に教員が助言をもらうことも有効である。

### アセスメントと支援計画の見直し

児童生徒の状況は変わっていくため、継続的に繰り返しアセスメントを行い、支援計画を策定し直すことが必要である。

例えば、それまでの対応を変更し、根拠をもって積極的にアプローチすることが必要な場合や、一見、改善していないように思える状況でも、複数の視点で状況を分析することにより、それまでの対応を継続するほうが良いこともある。特に、**初期段階では、状況の変化が速い場合**があるので、間隔を空けずに校内ケース会議等を実施する。

### 3 不登校児童生徒への対応

#### (1) 信頼関係を築き、児童生徒の安心感・安定感を高める。

校内ケース会議で策定された支援計画に基づき、継続した支援を行いましょ。う。

欠席が長期化すると、学校に復帰することが難しい場合が多いため、児童生徒との関係づくりを優先させます。児童生徒と会えない、話ができない場合は、保護者と信頼関係を築き、保護者を通して児童生徒との関係づくりを行いましょ。う。

友達との関わりが可能であれば、担任が間に立って児童生徒同士の「つながり」を築くことも大切です。

児童生徒の状況は刻一刻と変わっていくため、小さな変化も見逃さず、**繰り返しアセスメントと支援計画の見直し**を行いましょ。う。

例) 学業の不振が主たる要因の場合

#### 支援計画例

- 児童生徒や保護者との関係づくり
- SCやSSW等の助言を得て、学力の定着が十分でない要因をさぐる。

#### 児童生徒の反応例

- 担任等と関わりをもつことで不安が軽減する。
- 共通の話題で信頼関係を築く。



#### 担任等の対応例

- 家庭訪問等で、児童生徒の興味関心のある話題等について話す。
- 児童生徒の状況を確認するとともに、児童生徒とどのように関わればよいか保護者とともに考える。



#### 保護者の反応例

- 担任等と児童生徒の状況について話をすることで不安が軽減する。
- こどもとどのように関わればよいかを一緒に考えることで信頼関係を築く。



#### 「電話連絡」や「家庭訪問」を行う際の留意点

- ①不意の訪問は避ける。
  - ・時間の調整等を行う際、児童生徒や保護者の思いを尊重する。
  - ・家庭内や近所との関係に配慮する。
- ②こどもの心情に寄り添う。
  - ・本人や保護者が求めている支援が何かを知る。
  - ・学校生活に対する心配事や不安、悩みはないかをさぐる。
  - ・休んだことに罪悪感をもっている児童生徒の気持ちを考えた言動を心がける。
- ③欠席の背景を把握し、適切な対応を行う。
  - ・児童虐待、いじめ、発達上の課題等

## (2) 専門職に相談できる場や具体的な支援を提供し、児童生徒の自信を高める。

支援を行う際は、保護者と支援計画を共有し、児童生徒の主体性を尊重しながら行うことが大切です。

専門職に相談できる場、教育支援センター等の関係機関、医療機関等を保護者や児童生徒に紹介する場合は、伝え方や内容、タイミングについて、校内ケース会議等で協議することも有効です。

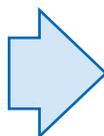
必要に応じて、支援が可能な関係機関等と連携してください。

### 例) 学業の不振が主たる要因の場合

#### 支援計画及び 担任等の対応例



- 児童生徒の特性（集団活動が苦手、学業不振等）を理解するために関係機関や医療機関での相談や受診を勧める。保護者の承諾が得られた際は、教職員も助言を受ける。
- 家庭訪問やICT活用等により、学習が困難な児童生徒を支援する。
- 状況に応じて、学校内で安心して落ち着ける場所（校内教育支援センター等）への登校や、教育支援センターへの通所をすすめる。



#### 児童生徒の反応例



- 見通しがもてるようになる。
- 安心し、落ち着くようになる。
- 得意なことを伸ばしたり、学力を高めたりすることで、自信がもてるようになる。
- 同年代の児童生徒と関わりをもち、登校につながる自信を培う。

#### 保護者の反応例



- こどもの理解や関わり方について医師やスクールカウンセラー等の専門職に相談することで、落ち着いた対応につながる。

### 保護者にどう関わるか

わが子を心配する保護者の気持ちは、その保護者にしか分からないことがあります。安易に「分かります。」「大変ですよ。」等の共感的な言葉がけは控え、保護者の思いをそのまま受け止めることが大切です。保護者の思いを聞くことで、初めてその気持ちを理解できるものと考えていいでしょう。保護者に助言が必要な場合もありますが、基本的に保護者の思いや考えを尊重し、保護者自らが「こどもに対してどのように関わればいいのか。」を考えられるように支援していきましょう。

## 4 再登校の支援



### 児童生徒の状況



#### 状態が不安定である。

- ・生活のリズムが乱れている。(昼夜逆転等)
  - ・担任に会える日と会えない日がある。
  - ・会話が続かない、気分がむらがある。
- 等

#### 状態が安定している。

- ・担任と決まった時間に会うことができるようになる。
  - ・児童生徒が自分のことや自分の気持ちを話すことができるようになる。
  - ・会話が弾む。
- 等

#### 学校や友達に関心を示す。

- ・児童生徒が、「**学習のこと**」「**進路のこと**」「**友達のこと**」等を語る。  
「勉強していないから…」「勉強してみようかな。」「入試が気になる。」「小学校のときの友達に会ってみたい。」「行事の練習はどんなことをしているの？」
- 等

#### 前向きな発言を表出する。

- ・より具体的に何をしたいか表現できるようになる。  
「進学はしたい。」「友達と映画を観に行きたい。」「将来は〇〇〇を仕事にしたい。」
- 等

#### 児童生徒自らの選択・決定ができる。

#### 「学校に入ること」が困難な場合とは

欠席しがちとなることで、「学校は怖いところだ。」というイメージがつくられ、再登校するための一歩がなかなか踏み出せない場合があります。こういった場合、少しずつ登校するための行動を支援することが大切です。少しずつの期間には個人差があり、何か月もかけて、ようやく、再登校できるという場合もあります。

再登校の支援は、不登校の要因により対応を変える必要があります。



## 教職員の対応



**不登校児童生徒への対応を行う。**

**登校刺激を与える。**

児童生徒の状態が安定してきたら、本人が動き出すのをただ待つのではなく、少しずつ登校刺激を与えながら、再登校を促しましょう。登校刺激とは、「学校に行こう。」と声をかけることだけではなく、学校の状況を伝えることも含まれます。また、登校を期待する教職員や保護者の言葉、そのときの表情も登校刺激に含まれます。

登校刺激を行うに当たって大切なことは、児童生徒の気持ちを確認し、尊重することです。児童生徒に「何をさせたいか。」ではなく、児童生徒が「何をしたいか。」を確認しましょう。

**児童生徒が、どのような願いや気持ちをもっているのか、ていねいに聞き、尊重する。**

**児童生徒の願いをくみ取りながら考えられる方法を提示し、児童生徒自ら選択・決定することを促す。**

例えば、「勉強をしたい。」という願いを叶えるために、「登校したい。」という希望をもった場合、

- 場所：学校内で安心して落ち着ける場所（校内教育支援センター等）や教育支援センターでの学習、自宅でのICTを活用した学習等を提案する。
- 時間：授業が行われている時間帯に登校する、放課後に登校するなどを提案する。
- 内容：「何から始めたい？」と尋ねてみる。学校側で教材等を用意できることも伝える。
- 確認：「～という内容で始めてみようか。」「心配なことが起きたらその時にまた考えよう。」と伝える。

### 注意

登校刺激については、児童生徒の心のエネルギーが十分でなければ、逆効果になる場合もあります。例えば、具体的な取組を提案したとき、児童生徒が話さなくなったり、表情が硬くなったりしたら、まだ再登校は難しいと思われるかもしれません。その場合、無理をせず、本人の思いを聞くことから始めましょう。

## 不登校に係る法律、通知等

### 不登校(※)

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることを言います。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

#### \* 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない(できない)。

### 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(抜粋)

平成 28 年 12 月 14 日公布 平成 29 年 2 月 14 日施行  
(ただし、第 4 章は公布の日から施行)

#### 第一章 総則(基本理念)

##### 第三条

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、**社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう**、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。(略)



### 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(抜粋)

平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省

#### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

##### (3) 基本的な考え方

(略) 支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある (略)



## 不登校関連ウェブサイト(文部科学省)

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm)



- ・「教育機会確保法パンフレット」  
[https://www.mext.go.jp/content/20231017-app\\_ope02-000028870\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231017-app_ope02-000028870_2.pdf)



## 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

（要旨）

令和元年 10 月 25 日 文部科学省

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・ 不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること



### 2 学校等の取組の充実

- ・ 不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・ 校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・ 個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること



（別記 1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

（別記 2）不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

## 生徒指導提要（改訂版）

（抜粋）

令和 4 年 12 月 6 日改定

### 第 I 部 生徒指導の基本的な進め方

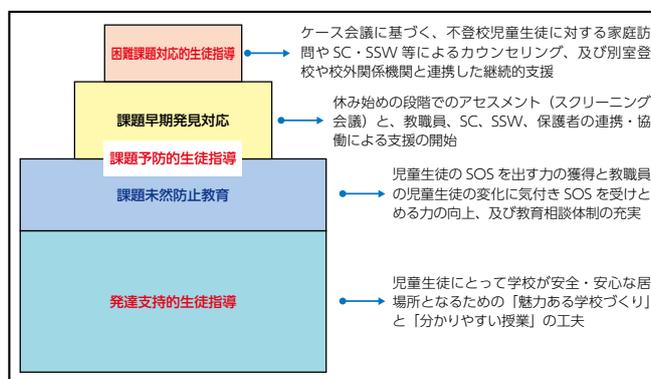
#### 第 3 章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織
- 3.2 生徒指導体制
- 3.3 教育相談体制
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援
- 3.5 危機管理体制
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

### 第 II 部 個別の課題に対する生徒指導

#### 第 10 章 不登校

- 10.1 不登校に関する関連法規・基本指針
- 10.2 不登校対応に求められる学校の組織体制と計画
- 10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造
- 10.4 関係機関等との連携体制



「不登校対策の重層的支援構造」

生徒指導提要（改訂版）



## 不登校関連ウェブサイト（和歌山県教育委員会）

- ・ 「和歌山県内の不登校児童生徒の学びの場・居場所等について」  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/support\\_center.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/support_center.html)
- ・ 「いじめ・不登校に関する相談窓口等について」  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/counter.html>



『不登校対応基本マニュアル 基礎編』

平成 31 (2019) 年 3 月 初版

令和 3 (2021) 年 3 月 第二版

令和 6 (2024) 年 3 月 第三版

発行 和歌山県教育庁学校教育局教育支援課

TEL (073)441-3694

FAX (073)441-3697

〒 640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地



リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。